

令和 4 年 7 月 1 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

(公印省略)

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の  
一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和4年度の地域支援事業実施要綱の改正点等につきましては、令和4年3月30日付（介187）にてご連絡申し上げたところです。今般、今年度の地域支援事業の実施にあたり、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部が改正されましたのでご連絡申し上げます。

主な改正点としては、好事例・マニュアル等の提供について、介護予防マニュアルの改訂に伴う追記が記されております。介護予防マニュアル（第4版）につきましては、厚生労働省のホームページに公表されておりますのでご参照ください。

また、総合事業の上限管理の見直しとして、総合事業の上限を超える場合の個別判断事由の見直しが行われております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、郡市区医師会及び会員の先生方への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、一部改正通知につきましては、厚生労働省ホームページに掲載されておりますとともに、日本医師会ホームページメンバーズルーム内においても掲載を予定しておりますことを申し添えます。

- ・一部改正通知 厚生労働省ホームページ内掲載先

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000957649.pdf>

- ・一部改正通知 日医ホームページメンバーズルーム内掲載先

<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/chiikishien/>

- ・【参考】介護予防マニュアル（第4版） 厚生労働省ホームページ内掲載先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25277.html)

(添付資料)

○ 介護保険最新情報vol. 1086

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について

(令4.6.27事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、地域づくり推進室 地域包括ケア推進係)

以上

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン  
について」の一部改正について  
計2枚（本紙を除く）

Vol.1086

令和4年6月27日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3986)

FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡  
令和 4 年 6 月 27 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
地域づくり推進室 地域包括ケア推進係

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正しました。

つきましては、改正点について、別紙のとおりまとめましたので、参考としていただくとともに、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

#### 記

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」  
（平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）  
厚生労働省ウェブサイト掲載先：  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000957649.pdf>

厚生労働省老健局  
認知症施策・地域介護推進課  
地域づくり推進室  
地域包括ケア推進係  
TEL：03-5253-1111（内線 3986）  
FAX：03-3503-7894

(別紙)

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の主な改正点

- (1) 好事例・マニュアル等の提供について  
介護予防マニュアルの改訂に伴う追記。
- (2) 総合事業の上限管理の見直し  
総合事業の上限を超える場合の個別判断事由を見直し。